

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6 月28日
【会社名】	株式会社アートネイチャー
【英訳名】	A R T N A T U R E I N C .
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区代々木三丁目40番 7 号
【電話番号】	(03) 3379-3334 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 井上 裕章
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区代々木三丁目40番 7 号
【電話番号】	(03) 3379-3334 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 井上 裕章
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成29年6月22日開催の当社第50回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金16円（普通配当14円、50周年記念配当2円）

第2号議案 役員退職慰労金廃止に伴う取締役及び監査役に対する打ち切り支給の件

役員退職慰労金の廃止に伴い、在任中の取締役9名及び監査役3名に対し、本総会終結の時までの功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、功労加算金を含めた退職慰労金を打ち切り支給することとし、その支給の時期は各取締役及び各監査役の退任後とし、具体的金額、支給の時期、方法等の決定は、取締役については取締役会に、監査役については監査役会に一任することとする。

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬額等の決定の件

平成24年6月21日開催の第45回定時株主総会において承認された年額700百万円以内とする取締役の報酬等の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して、年額100百万円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権を割り当てることとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案	276,190	127	0	（注）	可決（99.95％）
第2号議案	218,909	32,730	24,678	（注）	可決（79.22％）
第3号議案	257,665	18,652	0	（注）	可決（93.24％）

（注）出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主の賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上